

農業委員会会議録（概要）

会 議 名	6月定例農業委員会																											
開 催 日 時	平成21年6月22日（月）午前9時から午前9時45分まで																											
開 催 場 所	愛西市役所立田庁舎 3階 第一会議室																											
出 欠 席 者	別紙のとおり																											
協 議 事 項 等	<p>●協議事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">議案第7号</td> <td>農地法第3条</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">議案第8号</td> <td>農地法第5条</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">議案第9号</td> <td>買受適格証明願関係</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">決定第3号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">専決報告</td> <td>農地法第5条第1項第3号</td> <td style="text-align: right;">9件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">専決報告</td> <td>現況証明願</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">報 告</td> <td>農地法第20条第6項の規定による通知書</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">報 告</td> <td>農地改良届出書</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">報 告</td> <td>農地法第5条関係取下げ願</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> </table>	議案第7号	農地法第3条	4件	議案第8号	農地法第5条	4件	議案第9号	買受適格証明願関係	2件	決定第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について	3件	専決報告	農地法第5条第1項第3号	9件	専決報告	現況証明願	1件	報 告	農地法第20条第6項の規定による通知書	1件	報 告	農地改良届出書	1件	報 告	農地法第5条関係取下げ願	2件
議案第7号	農地法第3条	4件																										
議案第8号	農地法第5条	4件																										
議案第9号	買受適格証明願関係	2件																										
決定第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について	3件																										
専決報告	農地法第5条第1項第3号	9件																										
専決報告	現況証明願	1件																										
報 告	農地法第20条第6項の規定による通知書	1件																										
報 告	農地改良届出書	1件																										
報 告	農地法第5条関係取下げ願	2件																										
公開／非公開の別	公開																											
非公開の理由	—																											
傍 聴 人 の 数	0人																											
会 議 資 料	議事日程 議案書及び地図																											
審 議 経 過	別紙のとおり																											

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出	会 長	日 永 熙	
出	副 会 長 (職務代理者)	祖父江 靖	
出	副 会 長	加 藤 勘 治	
出	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出	委 員	服 部 多惠子	
出	委 員	荻 巢 征 夫	
出	委 員	野 口 隆	
出	委 員	藤 原 智	
出	委 員	加 藤 薫	
出	委 員	水 谷 善 一	
出	委 員	黒 田 國 昭	
出	委 員	中 野 英 孝	
出	委 員	鈴 木 義 英	
出	委 員	濱 田 恒 雄	
出	委 員	蜂須賀 時 夫	
出	委 員	伊 藤 幹 雄	
出	委 員	服 部 勝 明	
出	委 員	横 井 博 昭	

出欠席	役職	氏名	備考
出	委員	立松春雄	
出	委員	加藤清治	
出	委員	小林義昭	
出	委員	辻義則	
出	委員	三輪清博	
出	委員	村上守國	
出	委員	野口ゆきゑ	
欠	委員	井戸田幸夫	
欠	委員	安田秀樹	
出	委員	佐藤武司	
出	委員	古野正史	
出	委員	石垣謙治	
出	委員	野田峯和	
出	委員	堀田重孝	
出	委員	服部政良	
出	委員	植田秀夫	
出	委員	中島義雄	
出	委員	伊藤宗雄	
出	委員	古江寛昭	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	大 島 静 雄
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
係 長（事務担当）	鷺 尾 和 彦

発言者	内 容																											
	<p>1. 平成21年6月22日、農業委員会は立田庁舎3階第一会議室に招集された。</p> <p>2. 出席・欠席委員は別紙のとおり</p> <p>3. 本委員会の書記は次のとおりである。 課長補佐（事務担当） 鷲野 継久</p> <p>4. 協議事項は、次のとおりである。</p> <table border="0" data-bbox="411 680 1417 1120"> <tr> <td>議案第7号</td> <td>農地法第3条</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第8号</td> <td>農地法第5条</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第9号</td> <td>買受適格証明願関係</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>決定第3号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>農地法第5条第1項第3号</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>現況証明願</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>農地法第20条第6項の規定による通知書</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>農地改良届出書</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>農地法第5条関係取下げ願</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>開 会（午前9時00分）</p>	議案第7号	農地法第3条	4件	議案第8号	農地法第5条	4件	議案第9号	買受適格証明願関係	2件	決定第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	3件	専決報告	農地法第5条第1項第3号	9件	専決報告	現況証明願	1件	報 告	農地法第20条第6項の規定による通知書	1件	報 告	農地改良届出書	1件	報 告	農地法第5条関係取下げ願	2件
議案第7号	農地法第3条	4件																										
議案第8号	農地法第5条	4件																										
議案第9号	買受適格証明願関係	2件																										
決定第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	3件																										
専決報告	農地法第5条第1項第3号	9件																										
専決報告	現況証明願	1件																										
報 告	農地法第20条第6項の規定による通知書	1件																										
報 告	農地改良届出書	1件																										
報 告	農地法第5条関係取下げ願	2件																										
会長	<p>会長あいさつ</p> <p>冒頭議案とは関係ありませんが、議会推薦の村上委員より農業委員長宛に質問書がでております。</p> <p>口頭では苦情等がございますが今回は文章で提出されております。</p> <p>会長宛と言う事は、皆さん全員の責任の中で答えさせていただき、私どももできる範囲の中で調べさせていただきました。</p> <p>合併して4年以上がたっているわけで関係者、特に歴代及び現在の関係者、専門的な方にも相談させていただき、答えさせていただきますが、それで各委員よろしいでしょうか。</p>																											
各委員 会長	<p>異議なし</p> <p>口頭で答えさせていただくのがいいのか、文章で答えさせていただくのがいいのか、おはかりさせていただきますが、文章によれば用意をしておりますので、文章で答えさせていただきますが、質問書の中には6月20日までが回答期限となっていました。私一人でお答えするのではなく、農業委員会まで待っていただいて、皆さんの前でお答えをさせていただきたいと思っておりますので、その事で私共が色んな関係者の方々にお叱り等、受けている事でございますが、そんな事も含めて分かる範囲でお答えいたします。</p>																											

事務局	<p>ここに載っている案件、農業委員会を通過していませんのでその辺のところも申し添えておきます。</p> <p>それでは文章を配布し、朗読説明をお願いします。</p>
会長	<p>回答書配布後、村上委員の照会文朗読説明、回答書朗読説明</p> <p>会長、事務局が協議し、村上委員の照会文章については配布しました回答のとおりとさせていただきたいと思います。</p>
村上委員	<p>この様な回答が精一杯だと思っております、それともう一つ歴代の関係者が言われるのは公共用に先行取得してきて、決算の承認も得ているのに、なぜ今頃という事も言われました。そんな中で公平な答弁をお願いされております。</p> <p>弁護士とも相談させていただいて、この様な判断をしました。それでもし、個々で違反をするという事があるようでしたら、裁判所サイドで話をさせていただきたい。</p> <p>農業委員会で、この回答をしましたが、何かご意見ございますか。</p>
会長	<p>只今、回答書をいただきましたが、これによって皆様がどの様に判断されるのか、先程の回答の中で、先行取得だと言う事ですが、これとは別としまして、私が質問しておりますのは、農地法施行令第1条の6第1項第2号の解釈です。</p> <p>いわゆる市町村が農地をどの様な形で保有することができるかと言う事を法律で定めている訳で、耕作をしている、例えば小学生に、作付けをさせる、4Hクラブに作付けをさせるなどは、法に触れる訳です。</p> <p>今の回答の中に、実習田・研究会等となっているが、例えば、成果物はどうなっているのか、色んな形の中で目的をはっきりしないといけない訳です。</p> <p>農業委員会としては、法に基づいて、許認可審査をしています、ですから法の下においては、平等でなければならぬ、例えば無断転用が出た場合は農業委員が厳しく改善命令を出す事は、当然の話ですね。</p> <p>片一方では、行政が農地を持っていても、暗黙の了解をし、臭い物には蓋をするような、それについてはなんら手をつけないなど、この様な事では現在新聞等で農業委員会のあり方が問われています。</p> <p>裏を返せば、この様な問題が尾を引きまして、あの様な問題が発生している訳です、私は、農業委員の立場として、法に基づいて事務を遂行している訳で、そこはしっかりと見定めながら、手続きを進めるのではないのかなと思います。</p> <p>ですから、私も質問者の一人として、この回答書というのは若干理解できない点があるかと思いますが、これが皆様方の回答と言うことであれば、これはやむをえないと思いますので、よろしく審査をお願いします。</p>
会長	<p>農業委員会として、どこまで関与できるのか、定かではございませんが、今言われる農業高校の実習田等とは、法律で限っていませんので、その所を十分ご理解をさせていただきたい。</p> <p>公共用で先行取得をされていて、一つ一つの個別の案件につきましては、農業委員会はタッチした案件ではない。</p> <p>決算書の引用から土地がだされていると思いますが、決算委員会で承認の案件ですので、その事を関係者は非常に言われましたので、その所ご理解をして</p>

<p>村上委員</p>	<p>いただきたいと思います。</p> <p>これを見ますと、立田地区だけが載っていますが、他にもあるのか、ないのか質問者はどの様に考えているのかと強く言われた方もありましたが、私共は質問だけにお答えする事で、ご理解いただきたい。</p> <p>よくわかりました、それ以外に愛西市所有の農地があるのではないかという事です、それは質問する者の考え方、問題点等々もあるので、それと要するに一つ会長が判断間違いをして見えるのは、農業高校の実習田以外でも先行取得しているのもよろしいと言われましたが、それは大きな間違いですのでよくご検討していただきたい。</p> <p>先行取得そのものについては、農地の場合では行政は所有できないので、しかも先行取得して、10年以上もたっている土地については当然疑問も生ずる、何かはっきり農業委員会としては、いわゆる無断転用とか、そういう事ではなくて、この様な土地の地権者が不自然な形で、所有している農地等についても農業委員会ですっきりと指導すべきだと私はその様に理解しています。</p>
<p>会長</p>	<p>それで今言われた会長が間違えているといわれましたが、この事については、違反か、違反じゃないかについては、非常に重要な所でございますので、弁護士に相談させていただいて、この回答書でございますので、もし、村上議員がその様に判断をされるのであれば、その土地がどのように違反しているか専門家と争っていただきたい、私ども、精一杯努力させていただいて調べさせていただいて、回答させていただいておりますので、何とかご理解をしていただきたい。今後、たくさんあるこの農地を目的以外に使われることがあれば指導させていただきますが、何とかご理解していただきたい。</p> <p>これを違反だ、違反じゃないと言われても、農業委員会では対処できないので違反との答えを下さいとのことですか。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>議会推薦の立場である村上委員さんも、両方の立場で非常に悩まれるところもあると思いますが、一方では議会の方としては、ある目的のために取得したということなので執行の立場である、議会の方としてはこれを目的どおりに使用しなければいけないという立場の村上議員としては、そういった部分で指導していかなければいけない立場にあるわけで、それを一方では農業委員としてこのような格好で質問をなされるということだと思ふ。両方の立場で思い悩まれておって、この様なことをされたと思うのですが、それともう一つは農業委員としてはこういうような会議の場で発言として質問されればいいのだけれども、これだけの質問を段取りよく質問するのは難しいので、このような形で、一見仰々しく見えます。書面でもってまとめられたと私は解釈したいのですが。あと、立田の所でも行政側が無理やり金を出して取得したという事があれば、相手の善意を持って寄付された土地もあると、聞きますので寄付されたとしても農地は農地として先ほど言われたような格好で、行政が持つような目的でもって出来る限り利用しないといけないということはわかるんですが、そういった部分では先程言われた公がもつような趣旨に反しなければ、ある程度のところについてはやむを得ないのかなと思います。ただ、今私が、言いたいのはここの中の農地には、行政が議会の議決を持って取得した農地もあれば善意</p>

会長	<p>を持って寄付した農地もある。いろいろな農地があると皆様方が認識されたほうがいいのではないのかなど、ここでお聞きをしましたので発言しました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>																											
村上委員	<p>とにかくこれだけの農地がありますので、今後何か公共用に供することがあれば、その用に利用して頂く事で進めさせていただく事でいかがですか村上委員。</p>																											
村上委員	<p>よくわかりました。ただ、一つですね、私も気をつけなければいけないのは行政と農業委員会とは別の組織でございますので、その点は要するに行政がいいから農業委員会も追随していいのではないかなどという事は、しっかりした考えを持って、農業委員として活動していかなければいけないと思います。例えば、行政が誤りを犯していれば農業委員会として改善命令を出す指導をするのも我々の役割だと思っております。この件につきましては、よくわかりました、ありがとうございました。</p>																											
会長	<p>それで私の知っている範囲でお答えしますと⑦から下の部分は昔、雀ヶ森にごみ集積所があり、そこが満杯になるということがございまして、この部分を立田村当時、買収してゴミの集積所を持ってくる案件でしたが、その後、ゴミは弥富の方へ一括して処理できるようになり、利用計画がなくなった大きな部分で、たくさんある部分はそれではないかなと判断させていただきます。他によろしいですね。</p>																											
各委員	<p>異議なし</p>																											
会長	<p>村上委員さんこの回答書でご了解していただけますか。</p>																											
村上委員	<p>一応受け取りました。</p>																											
会長	<p>本日の出席者数は35名で、定足数に達しておりますので、只今より6月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、本日の議事録署名者を私より指名致します。</p> <p>議席番号26番 佐藤 武司(サトウ タケシ)委員、議席番号27番 古野正史(フルノ マサシ)委員を指名します。</p> <p>それでは、只今より議事日程に基づき議案審議に入ります。</p> <table data-bbox="411 1473 1417 1917"> <tr> <td>議案第7号</td> <td>農地法第3条</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第8号</td> <td>農地法第5条</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第9号</td> <td>買受適格証明願関係</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>決定第3号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>農地法第5条第1項第3号</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>現況証明願</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>農地法第20条第6項の規定による通知書</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>農地改良届出書</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>農地法第5条関係取下げ願</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>事務局から議案第7号 農地法第3条 4件についての説明をお願いします。</p>	議案第7号	農地法第3条	4件	議案第8号	農地法第5条	4件	議案第9号	買受適格証明願関係	2件	決定第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	3件	専決報告	農地法第5条第1項第3号	9件	専決報告	現況証明願	1件	報告	農地法第20条第6項の規定による通知書	1件	報告	農地改良届出書	1件	報告	農地法第5条関係取下げ願	2件
議案第7号	農地法第3条	4件																										
議案第8号	農地法第5条	4件																										
議案第9号	買受適格証明願関係	2件																										
決定第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	3件																										
専決報告	農地法第5条第1項第3号	9件																										
専決報告	現況証明願	1件																										
報告	農地法第20条第6項の規定による通知書	1件																										
報告	農地改良届出書	1件																										
報告	農地法第5条関係取下げ願	2件																										

事務局 会長	<p>農地法第3条1番～4番説明 議案第7号 農地法第3条 4件について、質疑に移ります。 では、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成ですので、許可することに決定します。</p> <p>事務局から議案第8号 農地法第5条 4件の説明をお願いします。</p>															
事務局 会長	<p>農地法第5条1番～4番説明 議案第8号 農地法第5条 4件について、質疑に移ります。 では、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成ですので、進達することに決定します。</p>															
事務局	<p>議案第9号 買受適格証明願関係 2件の説明をお願いします。 買受適格証明願関係1番～2番説明</p>															
会長	<p>事務の効率化を図るため、申請人が落札され農地法第3条の申請をされた時、この証明内容と相違ないときは速やかに許可処理してよろしいか。 それでは、議案第9号 買受適格証明願関係 2件について、質疑に移ります。 では、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成と言うことで、当委員会において証明することに決定いたします。 また、3条申請が提出された時は、速やかに許可処理をお願いします。 続きまして事務局から 決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定 3件の説明をお願いします。</p>															
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定1番～3番説明</p>															
会長	<p>決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定 3件について、質疑に移ります。 では、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成ですので、異議なしと認められますので申出のとおり、市へ答申することに決定いたします。 続きまして事務局から</p> <table border="0" data-bbox="336 1391 1222 1603"> <tr> <td>専決報告</td> <td>農地法第5条第1項第3号</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>現況証明願</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>農地法第20条第6項の規定による通知書</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>農地改良届出書</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>農地法第5条関係取下げ願</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>の説明をお願いします</p>	専決報告	農地法第5条第1項第3号	9件	専決報告	現況証明願	1件	報告	農地法第20条第6項の規定による通知書	1件	報告	農地改良届出書	1件	報告	農地法第5条関係取下げ願	2件
専決報告	農地法第5条第1項第3号	9件														
専決報告	現況証明願	1件														
報告	農地法第20条第6項の規定による通知書	1件														
報告	農地改良届出書	1件														
報告	農地法第5条関係取下げ願	2件														
事務局	<table border="0" data-bbox="336 1738 1222 2000"> <tr> <td>農地法第5条第1項第3号</td> <td>1～9番説明</td> </tr> <tr> <td>現況証明願</td> <td>1番説明</td> </tr> <tr> <td>農地法第20条第6項の規定による通知書</td> <td>1番説明</td> </tr> <tr> <td>農地改良届出書</td> <td>1番説明</td> </tr> <tr> <td>農地法第5条関係取下げ願</td> <td>1～2番説明</td> </tr> </table>	農地法第5条第1項第3号	1～9番説明	現況証明願	1番説明	農地法第20条第6項の規定による通知書	1番説明	農地改良届出書	1番説明	農地法第5条関係取下げ願	1～2番説明					
農地法第5条第1項第3号	1～9番説明															
現況証明願	1番説明															
農地法第20条第6項の規定による通知書	1番説明															
農地改良届出書	1番説明															
農地法第5条関係取下げ願	1～2番説明															

<p>会長 鈴木委員</p>	<p>それでは、質疑に移ります。 5条の届出の議案番号5～8番までの駐車場の関係ですが、位置が現況とかなり違っている案内地図ですが、結構、案内地図が判断材料となりますので若干現況にあわせて修正をして下さい。工場とかは全部なくなっているし、建物はほとんどない状況になっている。それと、位置図番号9～12は1枚の図面におとした方が見易いと思う。</p>
<p>中島委員</p>	<p>駐車場のスペースとしては今でも十分あると思うが。 当初の計画は、この駐車場に飲食関係を作る予定でしたが、不況の影響と道路の関係もあり、業者が断念されたのが現状です。 この辺は田んぼも畑もほとんどない、近辺が耕地整理もしていない。 また、排水問題も含め、以前、佐屋町の時には相馬建設の分譲計画も中止になり、不況の影響を受けた事が現状です。 現状、愛西プラザもあり、新しい図面にしていただかないとわかりづらいと思います。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>事務局、この地図はどのように入手したのか。 都市計画図がまだこの様になっていて、それをつけたが、今後は出来る限り分かりやすいようにします。</p>
<p>鈴木委員 事務局</p>	<p>たぶん、この建物はほとんどないと思う。 この申請地においては、概ねこのように現地はなっているが委員が言われるように北側については現地とそぐいませぬので今後注意いたします。</p>
<p>鈴木委員 中島委員</p>	<p>それでこの中に農地はたくさん残っているのですか。 ほんの少しある。</p>
<p>鈴木委員 中島委員</p>	<p>後は、草ばえ状態になっているのですか。 今回の申請地の所は工事までは、耕作してよいとの事で作っているが、後の所は譲受人が草刈をやって、皆さんに迷惑かけないようにしているのが現状です。</p>
<p>鈴木委員 中島委員 鈴木委員 会長</p>	<p>この中で建物は2つ程しか残っていないと思うが。 この会社の建物があるだけです。 ありがとうございました。 他よろしいですか。 それでは賛成の方は、挙手をお願いします。 賛成多数ですので、全議案可決、承認をいただきました。これもちまして、定例農業委員会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。</p>
<p>閉 会 (午前9時45分)</p>	

この議事録内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成21年 6月 22日

会 長 日永 熙

議事録署名者
議席番号26番委員 佐藤 武司

議事録署名者
議席番号27番委員 古野 正史

辻委員

その他

- ・ 立田地区農地パトロール報告
農地パトロール報告
- ・ 農地パトロール次回6月25日(木)八開地区開催 管理センター土地利用調整室に午後1時30分集合
佐織地区 7月27日(月)予定 第2委員会室
- ・ 次回委員会の開催日 7月22日(水)午前9時の予定
- ・ 8月広報掲載 「農地の適正管理にご協力を」
掲載文を読上げ、承認。